

# 第3部 前期実践計画

(素案)

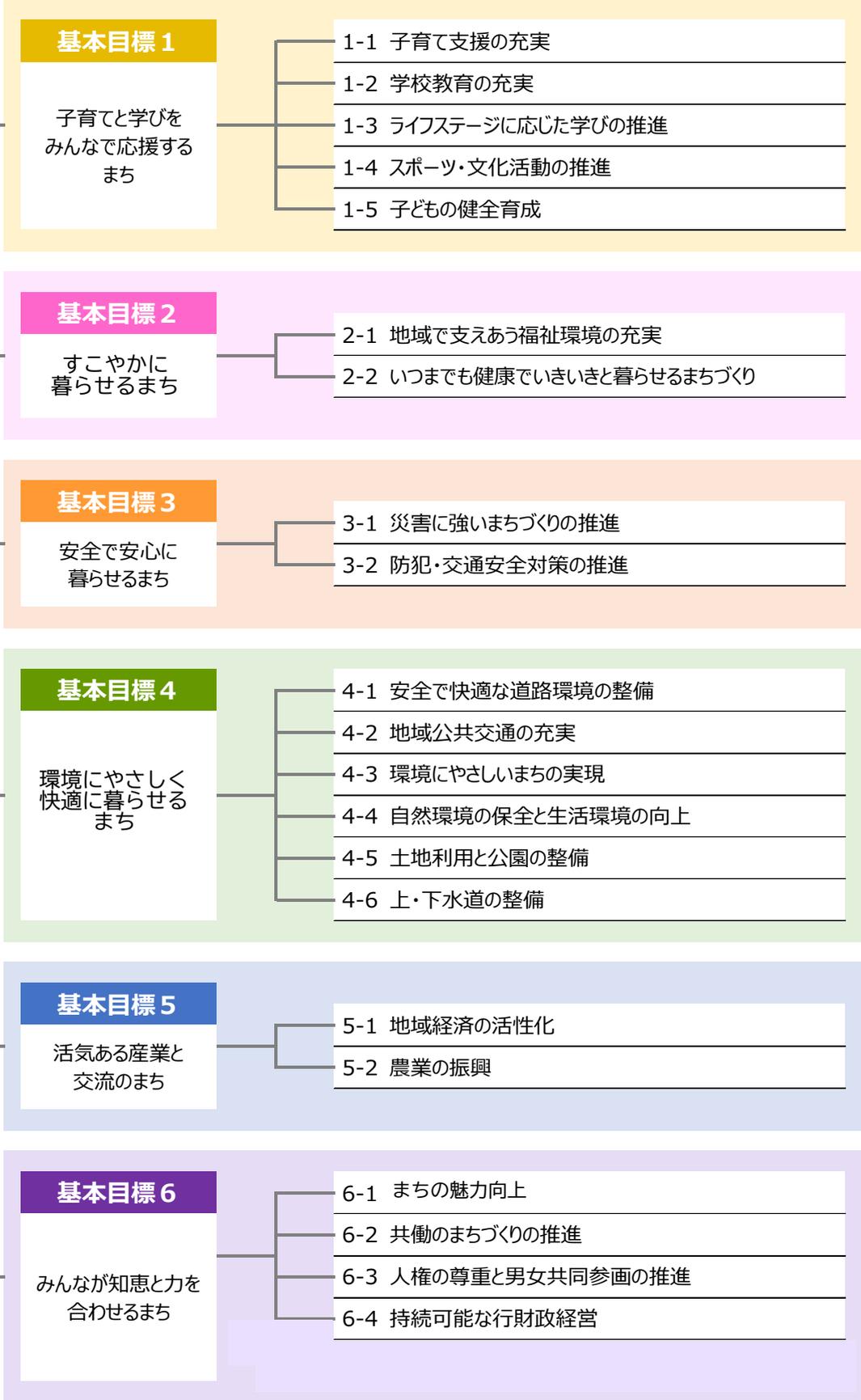
# 施策の体系

まちの将来像

基本目標

施策

「このまちがいい。」  
わたしたちの誇り  
宇美





## 1-1 子育て支援の充実

### 現況と課題

#### 1 子育てに関する負担の軽減

- 本町の出生数は近年減少傾向にあります。合計特殊出生率は、やや上昇傾向にはありますが、20歳代から40歳代の女性人口が減少していることや、コロナ禍で全国的に出生数が減少していることを踏まえると、今後も出生数が減少していくことが考えられます。安心して産み育てることができる取組を進めていく必要があります。
- 妊娠期から子育て期は、子どもの成長発達が目まぐるしく、親にとって喜びも大きい一方、悩みや不安が多くなる時期です。さらに、コロナ禍における外出自粛や核家族化等の多様化した環境の変化により、子育て世代が孤立しやすい状況になっています。保護者の身体的・精神的・社会的負担を軽減するためには、相談体制や居場所の充実を図るとともに、子育て支援情報を適切な時期に提供することが必要です。
- 妊娠期から切れ目のない支援を行うための相談支援体制として「子育て世代包括支援センター」、発達相談体制として「こども療育センター」を設置し専任の専門職を配置しています。
- 「子育て支援センター」では、保育士等が常駐し、就学前の子どもと親が集う場所の体制を整えています。また、町内中学校の「子育てサロン」では、乳幼児とその家族が自由に集うことができます。
- 子育て支援員が必要に応じて訪問や面談等を行い育児不安等の軽減を図っているほか、子育て応援アプリ等により町の子育て情報の提供を行っています。
- 今後は、既存事業を強化しつつ母子保健と児童福祉を一体化させた新たな機能の整備や、子育てしやすい支援体制の充実が必要です。

#### 2 成長に必要な教育の継続

- 幼児期は、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階にあります。幼児期の成長に必要な教育が途切れることなく小学校で生かされ、次の段階に円滑につながっていくことが求められています。
- 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しており、本町でも、保護者の就労状況の多様化による延長保育や一時保育など柔軟な保育環境へのニーズが続くことが予想されます。こうした多様なニーズにできるだけ応えられるよう、保育需要の増加などの影響も注視しながら、多様な教育・保育サービスを提供していく必要があります。

## 取組

### 1-1 子育てに関する相談体制の強化と関係機関との連携

- 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を通じて支援が必要な子ども及び妊産婦等とその家庭に対してより専門的な相談対応や支援を行い、子育て負担の軽減に努めます。
- 児童虐待及び未然防止、予防対策には、その家庭に対し様々な支援を行い、関係機関と連携しながら迅速で適切な問題の解決を図ります。

### 1-2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 未就学の親子が気軽に集えて相談できるよう、「子育て支援センター」の開館日の検討を進めるとともに、より多くの親子が利用できる居場所の充実を図ります。
- 子どもを預けたり預かるためのファミリーサポート事業、病気等で子どもを預ける病児保育事業など、子育ての孤立化を防ぎ、地域で子育て支援ができる体制の充実を図ります。
- デジタルを活用した子育て支援情報の発信を積極的に行い、必要な情報を必要な時期に提供します。

### 2-1 保育施設等と小学校の連携

- 幼児期の成長に必要な教育が途切れることがないように、町内の保育施設、幼稚園と小学校との連携を強化します。
- すべての5歳児がスムーズに小学校に入学し小学校生活をスタートできるよう、児童と園児の交流等を推進します。

### 2-2 多様な就学前教育・保育サービスの提供

- 保護者の就労状況の多様化に対応するため、通常保育事業に加え、夜7時までの延長保育事業、緊急または一時的に保育が必要な児童のための一時保育事業を実施します。
- 町立図書館と連携し、絵本の貸出しや読み聞かせ等の読書活動を推進します。
- 今後の保育需要に対応するため、保育士が働きやすい環境を整備することにより保育士確保に努め、待機児童「0人」の継続を目指します。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う町民の割合	51.8%	60.0%
子育て支援センターの年間利用者数（講座・サロン含む）	2,786人	7,500人
毎年4月1日時点の待機児童数	0人	0人
一時保育の利用者数	501人	630人

## 関連する個別計画

- 宇美町子ども・子育て支援事業計画

## 1-2 学校教育の充実

### 現況と課題

#### 1 確かな学力の育成

- 各学校で策定した「学力向上プラン」を活用した検証改善サイクルに基づく組織的な取組を実施しています。教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、今後の授業改善を促進したり、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めたりしたことにより、その成果が出はじめています。今後は、児童生徒一人ひとりに応じたさらなる取組の実施が必要です。
- 「GIGA スクール構想」に沿って、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、早期的な実現を達成しました。今後は ICT を活用した学習活動をさらに推進する必要があります。

#### 2 豊かな心、健やかな体の育成

- 年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに各学校で教育相談等を実施し、子どもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めました。今後は、新たな不登校を生まない指導により不登校生徒児童数の減少や社会自立に取り組む必要があります。
- 各学校の体力向上プランに基づく体力づくり一校一取組を推進しています。コロナ禍で活動が制限される中、感染症対策を講じながら取組をさらに推進する必要があります。

#### 3 学校運営への参画促進

- 宇美町学校教育推進協議会や各学校における学校運営協議会において、各学校における教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのような子どもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図りました。また、「宇美町教育の日」には、町民の教育に関する理解を深める取組を各学校において開催しました。地域との連携・共働による取組に関しては、コロナ禍に対応した実施内容や開催方法の工夫改善が必要となっています。

#### 4 教育環境の整備

- 小・中学校の施設は、老朽化が多くみられるため、年次計画を立て計画的に改善を図る必要があります。
- 人材育成のために、若年教員研修対象者や講師に対する研修・支援を実施しており、今後とも計画的・継続的に行っていく必要があります。

## 取組

### 1-1 確かな学力の育成

- 学力向上プランの活用を進めるとともに、同一集団による経年比較から取組の改善につなげます。
- ICTを活用した学習活動の充実に向けて、研修会等により各学校の取組を共有し、推進を図ります。

### 2-1 豊かな心、健やかな体の育成

- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（hyper Q-U）」の確実な実施とその活用を図り、児童理解や学級集団の状態の把握につながる組織的な生徒指導を推進します。
- 不登校の子どもへの学校への適応を図る適応指導教室（くすのき教室）、教育相談室、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び各学校との連携を強め、教育相談・支援体制を効果的に進めます。
- 各学校で児童生徒の体力等に関する実態を分析し、体育科・保健体育科の授業改善や、「体力づくり一校一取組」の意図的・計画的な実施につなげます。

### 3-1 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）メンバーによる学校関係者評価等を実施して学校改善に活かすとともに、児童生徒と地域の大人が関わりあう教育活動を推進します。
- 教育委員会及び各学校において、「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施します。各学校においては、各種行事を通して、町民の教育に関する関心と理解を深める取組を推進します。

### 4-1 学校施設の整備・充実

- 「小中学校長寿命化計画」に基づき、安全性を確保し、必要な改修を計画的に進めます。

### 4-2 指導力向上のための研修の充実

- 町の教育課題解決に向けた研修、実践的指導力を高めるための福岡教育大学等と連携した研修を行うとともに、教職員の個別のニーズや課題に応じた研修を実施し、教職員の指導力向上を図ります。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
全国学力・学習状況調査における標準化得点（小6・中3） （全国平均を100ポイントとした時の本町の得点）	小学校（国語）100ポイント （算数）99ポイント 中学校（国語）99ポイント （数学）98ポイント	全国±0
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合（小6・中3） ※（ ）は全国平均	小学校 79.3%（83.4%） 中学校 73.5%（81.1%）	全国±0
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（小6・中3）※（ ）は全国平均	小学校 59.8%（52.4%） 中学校 46.5%（43.8%）	全国±0

## 関連する個別計画

- 宇美町教育大綱
- 宇美町教育振興基本計画

## 1-3 ライフステージに応じた学びの推進

### 現況と課題

#### 1 学習者の関心に応じた学びの充実

- ライフステージに応じた学びの推進のために、学びを通じた豊かなくらし、青少年の体験活動の充実、学習成果を発揮できる環境づくりを目標に中央公民館講座を行っています。町民のニーズと社会の要請に応じた事業を行っていますが、新しい生活様式や SDGs、高齢者スマホ教室などの現代的課題等を含めながら、時代に即した取組を行う必要があります。
- 町内では、子育て支援や福祉などの講座や団体などが主催するサークル活動が様々な場所で行われています。それぞれの主体から活動や募集の情報が発信されていますが、情報を集約しわかりやすく発信し、町民が参加しやすい環境をつくる必要があります。

#### 2 読書習慣の定着

- 近年、町立図書館においては 18 歳以下の児童生徒の貸出点数が減少しています。特に、小・中学生への読書習慣の定着が課題ですが、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター養成講座等を継続実施しているものの、読書離れの大きな改善にはつながっておらず、今後は、デジタルを含めた時代に即した対応等についても検討する必要があります。
- 各学校では、朝の 10 分間読書、ボランティアや図書委員、教員などによる読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを行っており、学校図書館の貸出件数は増加しています。また、学校と町立図書館が連携した読書教育においては、「自ら考え・判断し、表現する力」を育むため「調べる学習コンクール」を開催しており、学校図書館だけでなく町立図書館を活用して、多くの優れた作品が提出されています。

#### 3 学びの場の環境整備

- 学習活動や地域の交流の拠点となる中央公民館、地域交流センターなどの施設は、年間を通し多くの方が利用されていますが、既に築 15 年～45 年を経過しており、施設の維持管理や環境整備が課題となっています。

## 取組

### 1-1 学びのメニューの充実とわかりやすい情報発信

- 中央公民館の各種講座においては、地域課題、現代的課題等を把握しながら、子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した事業を行います。また、次世代を担う子どもたちが「ふるさとうみ」を体感することができるふるさと教育についても推進します。
- 町内の様々な場所で行われている生涯学習に関する事業については、町民に対しわかりやすく情報発信します。

### 2-1 読書支援を行う町立図書館

- 学校内で読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で伝えあうことができるよう町立図書館において、小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施します。また、子ども達が主体的に、学校内での読み聞かせや本のおもしろさを伝えるビブリオバトル大会を開催することなどを、読書習慣の定着につながる活動として支援します。
- 利用者のニーズや社会情勢に適応した図書の充実を図るためには、電子書籍の充実と利用の促進について検討を深めます。
- 学校との連携を継続し、子どもの図書館活用能力を高めます。

### 3-1 学びの場の環境維持

- 老朽化が進む社会教育施設については、計画性を持って維持管理を行うとともに、町民のニーズに応じた管理運営に努めます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
中央公民館の講座において内容を理解した受講生の割合	85.0%	95.0%
電子書籍の年間貸出件数	6,294 件	6,950 件

## 関連する個別計画

- 宇美町教育大綱
- 宇美町教育振興基本計画

## 1-4 スポーツ・文化活動の推進

### 現況と課題

#### 1 運動・スポーツの機会の充実

- 町民が自主的・主体的に運動やスポーツに取り組むためには、スポーツの魅力を伝えることや年齢、体力等に応じたスポーツを紹介するきっかけづくりが重要です。また、競技スポーツだけでなく、健康づくりや介護予防などの面でも、誰もが気軽に参加することができる環境の整備や周知の方法が課題となっています。

#### 2 運動・スポーツ環境の充実

- スポーツ施設の維持管理については、計画性を持って、安全に利用できるよう適切に維持管理することが重要です。また、町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行うために、施設使用料を含め、施設利用の方法等についても、利用者に寄り添った管理運営が必要です。

#### 3 運動・スポーツによる地域活性化

- 価値観の多様化や社会の変化により、地域のつながりの希薄化が課題となっています。「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツへの関わりを通して人と人の関わりを活性化させ、地域の一体感や活力を促進することができるよう、町民のニーズに寄り添った地域におけるスポーツの取組を推進する必要があります。

#### 4 芸術文化団体の活動促進と鑑賞発表機会の充実

- 町の芸術文化団体の連携・交流及び芸術文化の普及向上のために、宇美町文化協会が中心となり活動が行われています。近年のコロナ禍により、鑑賞発表機会の減少が顕著であり、芸術文化行事への参加者数も減少しています。さらには、高齢化などの理由から芸術文化団体の会員数が減少傾向であり、多様化する価値観の中で、将来的な芸術文化の維持と継承が大きな課題です。

## 取組

### 1-1 ライフステージに応じたスポーツをはじめるきっかけづくり

- 町民の誰もが、それぞれの年齢やライフスタイル、体力等に応じて、いつでも、どこでも運動・スポーツを楽しむことができる機会と情報を提供し、ライフステージに応じた運動・スポーツの推進を図ります。

### 2-1 スポーツを楽しめる環境の整備

- 身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ施設の適切な管理運営に努めます。

### 3-1 地域のスポーツ活動の推進

- 地域コミュニティ、町内のスポーツ関係団体等と連携協力を図りながら、地域のニーズに合ったスポーツ活動の推進を行います。

### 4-1 芸術・文化団体の活動促進

- 芸術文化団体の育成・運営面の支援等を強化し、町民の自主的な芸術文化活動を促進することで、「宇美町民文化のつどい」をはじめとする芸術文化を鑑賞・発表する機会の充実を図ります。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
週に1日以上運動をした町民の割合	49.4%（令和2年参考値）	65.0%
スポーツ施設の利用稼働率	40.0%	60.0%

## 関連する個別計画

- 宇美町スポーツ推進計画

## 1-5 子どもの健全育成

### 現況と課題

#### 1 青少年教育活動の推進体制の支援

- 子どもの健全育成には、家庭、地域、学校、関係機関・団体などが一体となってみんなで子ども達を育むことが必要であり、それぞれが責任を果たしながら、青少年教育活動を行ってきました。しかし、近年では、役員の担い手不足や事業実施等の負担増が大きな課題となっており、時代の流れに対応した工夫が必要になっています。

#### 2 子どもの体験活動の推進

- 子どもの体験活動の機会等を増やすことは、自主性・主体性・創造性の確立を促すことにつながります。地域学校協働活動事業としていきいきのっこ子ども教室、中央公民館講座として子どもを対象とした体験講座を開講しています。しかしながら、近年は、新型コロナウイルスの影響により体験活動の場などが減少している現状があり、あわせて、地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手不足が大きな課題となっています。

#### 3 子どもの家庭教育の推進

- 子どもは、家庭での触れあいを通して、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や社会的なマナーなどを身に付けていきます。また、親から子への虐待やネグレクトが大きな社会問題でもあります。親子のスキンシップや語り掛けはもちろん、我慢やルールを教えることは、家庭教育の出発点です。子どもと一緒にできることから取り組むことを推進する必要があります。

#### 4 子どもの心を育むための読書支援

- 乳幼児期からの読書の推進は、心の発達に大きく寄与し、精神的な成長に大きな影響を及ぼすといわれています。町立図書館では、乳幼児とその保護者を対象に、定期的に「おはなし会」や「ブックスタート事業」等を開催し、幼少期の情操教育に努めています。参加者が固定化している現状を改善する必要があります。

## 取組

### 1-1 青少年関係団体の活動支援と情報発信

- 子どもの健全育成のためには、宇美町青少年町民育成会議をはじめとした青少年関係団体の継続した支援が必要です。また、青少年関係団体に所属する方が気軽に会議等に参画できるように、オンラインを活用したシステム等の推進について助言指導を行います。

### 2-1 子どもの体験活動などの充実

- 時代に即した運営方法などを検討するとともに、地域や学校、関係団体と連携し、子どもたちに多様な体験活動などを提供します。

### 3-1 家庭教育の推進と支援

- 子どもの家庭教育には、スキンシップ、睡眠、話を聴く、ほめる、教える、お手伝い、我慢させる等の基本的なことから、親としてのふり返り、広いところ、絆、助けを借りること等が大切であることを講座などで啓発し、学校や家庭と連携を図りながら、子どもの健全育成に取り組みます。

### 4-1 子ども読書活動の推進

- 「第4次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、幼稚園・保育所、地域、読書ボランティア団体等と連携して子どもの発達段階に応じた子ども読書活動を推進します。
- 「ブックスタート」や「おはなし会」「うちどく（家読）」など、子どもの心の成長に応じた取組について、より多く参加してもらえるよう開催方法などを改善しながら、継続します。
- 読書ボランティアの育成を継続し、「ブックスタート」や「おはなし会」を共働で実施します。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
子どもの体験活動に満足した参加者の割合	80.0%	85.0%
町内幼稚園・保育所等への町立図書館年間貸出冊数	5,900冊	7,000冊

## 関連する計画

- 教育大綱
- 教育振興基本計画
- 宇美町子ども読書活動推進計画

## 2-1 地域で支えあう福祉環境の充実

### 現況と課題

#### 1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

- 社会構造の変化や暮らしの変化により、生活における支えあいの基盤が弱まってきています。その変化の中で、様々な生活課題を抱えながらも、誰もが、お互いを尊重し、役割を持ち、支えあうことで、自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現する必要があります。また、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が不利益な取り扱いをされることなく、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な制度の利用促進や周囲の理解を深める正しい啓発が必要です。

#### 2 多様化、複雑化するニーズに対する支援体制の充実

- 生活困窮や疾病、介護、子育てなど複数の課題を抱える場合や、困難や生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくい場合など、福祉政策のニーズが多様化、複雑化しています。相談者に寄り添った支援ができるよう庁内関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体等の機能や専門性を活かし、相互に連携を強めて、必要な支援を必要な人に届けられる体制強化が必要です。
- 支援を必要とする人の高齢化や、疾病や障がいの重度化が進む状況においても、誰もが自立し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な社会資源につながっていないケースを把握する体制を構築し、支援を必要とする人の状況に応じた切れ目のないサービスを提供することが必要です。

## 取組

### 1-1 地域福祉の意識づくりと権利擁護の推進

- 認知症や障がいに対する正しい知識の普及啓発を行います。
- 障がいのある人への差別について相談を受け付ける障がい者差別解消支援地域協議会を設置します。
- 障がいがある人への合理的配慮について職員研修を行います。
- 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特徴や留意点に関する啓発を行います。また、成年後見制度の中核機関を設置し、利用促進のための広報や啓発、相談受付、支援方法の検討を行います。

### 2-1 相談者に寄り添った支援

- 庁内関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体と連携し、柔軟で包括的な支援を行います。
- 家計や就労など生活全般の相談については、県が困りごと相談室を開設していますが、町外にあるため、町で巡回相談を行うなど、利用しやすい相談の場を設けます。

### 2-2 地域包括ケアシステムの推進

- 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で暮らすための必要な社会資源サービスが利用できるよう、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制の構築を進めます。
- 個別訪問及び民生委員児童委員や自治会、シニアクラブ等への働きかけを引き続き推進し、疾病や生活環境の悪化、社会的孤立などが要因で、相談につながっていないケースの把握に努めます。

### 2-3 地域の支えあいの推進

- 認知症サポーターや福祉サポーターのフォローアップを行い、地域の支えあいを推進します。

### 2-4 障がい・福祉、介護サービスの充実と質の向上

- 公正、中立でありながらも利用者個々に寄り添ったサービスを提供できるように、サービス事業者等を対象に研修会の情報提供や職種別連絡会、個別ケア会議、事例検討会などを引き続き行います。今後は、Web 会議なども活用しながらサービスの質の向上に資する情報交換会や研修会なども行っていきます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
高齢者等個別訪問の年間延べ件数	6,682 件	10,500 件
認知症サポーター講座の年間受講者数	447 人	600 人

## 関連する個別計画

- 宇美町総合福祉計画
- 宇美町自殺対策計画
- 宇美町子ども・子育て支援事業計画

## 2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 現況と課題

#### 1 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

- 胎児期から乳幼児期は、子どもが人として成長発達するための心と体の基礎がつくられる重要な時期です。また、妊娠期は妊婦が胎児の育ちや自身の体の変化を知ることによって安心安全な出産を迎えるための時期であると同時に、将来の生活習慣病を予測、予防できる時期でもあります。
- 出産後は、子どもの発達に応じた子育てができるよう、町は医療機関や地域などと連携し、サポートする必要があります。
- 町では、妊娠期から子育て期までの将来の生活習慣病予防を見据え、健康診査や保健指導、相談体制を整備してきました。「妊婦健康診査」、「乳幼児健康診査」、小学校5年生、中学2年生で実施する「小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）」により、保護者または親子に食や生活習慣について切れ目のない保健指導を実施し、必要に応じ医療や療育につなぐなど、関係機関との連携を図っています。
- 乳幼児健診での育児相談、子育て世代包括支援センターでの窓口相談、必要に応じて行う保健師や栄養士の家庭訪問などにより、親が子どもの成長発達を確認できる体制を整え支援しています。
- 課題は、成長期のやせや肥満からくる将来の生活習慣病発症の恐れです。特に女子は次代の低出生体重児の出生により、子や親の生活習慣病につながる恐れがあります。予防のためには、子どもの食や生活リズムなど、基本的な生活習慣づくりについて保護者への指導が大変重要になります。

#### 2 予防可能な疾病、生活習慣病の発症及び重症化

- 宇美町の後期高齢者の1人あたりの医療費は福岡県で一番高い状況が続いています。医療費を分析すると、生活習慣病が重症化することで発症する血管疾患が多くを占めており、これらの疾患は医療費のみならず要介護の要因となっています。
- 高齢化の進行を見据えて、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健福祉サービスを提供するとともに、町民自らが健康への関心を高め、予防活動を実践することが必要です。

#### 3 介護予防と生きがいづくりの推進

- 65歳以上の要介護認定率は県平均よりも低い状況ですが、高齢化の進行により認定者数が増加しています。年齢を重ねても住み慣れた地域で元気で自立した生活が送れ、知識や経験を活かして活躍できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

#### 4 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大

- ワクチン接種事業においては、事業の推進体制を強化するとともに町内の医療機関と連携し、迅速に住民接種を行いました。
- 今後、新たな感染症が発生した場合においても、町民一人ひとりが感染防止対策を遵守するとともに国の指針に基づいた町の迅速な対応が求められます。

## 取組

### 1-1 妊娠期からの健康支援の充実

- 将来の生活習慣病につながる低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関との連携を図っていきます。
- 乳幼児健康診査を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズムなどを学習する場と捉えて保健指導を実施していきます。さらに、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜、子育てサイト「うみにょん」を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信していきます。

### 1-2 生活習慣病一次予防に重点を置いたうみっ子健診

- 「小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、子どもが自ら食を選択する力をつけることを目的に子どもと保護者に保健指導を行います。また、医療機関や学校と連携し、子どもや保護者等への生活習慣病とその予防に関する学習を進めていきます。

### 2-1 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 町民が自らの健康状態を理解し、健康課題を解決するための行動を選択できるよう支援します。
- 医療機関等関係機関、関係課と連携して生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進します。

### 3-1 アクティブシニア活躍促進

- いつまでも自分らしく活躍していくための自主的な健康づくりを促進します。
- 小学校区コミュニティごとに介護予防教室を開催するとともに、自治会のいきいきサロンでの職員出前講座において、健康や介護、障がい福祉に関する講話や体操を行っています。今後も地域との連携を強化し、高齢者の集いの場の充実を図ります。
- 高齢者の生きがいにつながる学びや活動の場の充実を図るとともに、地域で活躍できる場を広げます。
- 高齢者が知識と経験を活かすことのできる就業の場の拡大促進を図ります。

### 4-1 感染症の予防とまん延防止

- 県や医師会、個別医療機関等、関係機関との連携を図り、広報や啓発を行うとともに、緊急時の速やかな体制構築に取り組みます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
乳幼児健診の平均受診率	96.1%	98.3%
うみっ子健診の受診率（小学5年生）	57.6%（平成31年参考値）	60.0%
特定健診の受診率	20.6%	43.0%
校区介護予防教室の年間延べ参加者数	1,404人	9,240人

## 関連する個別計画

- 宇美町子ども・子育て支援事業計画
- 宇美町健康増進計画
- 宇美町保健事業実施計画

## 3-1 災害に強いまちづくりの推進

### 現況と課題

#### 1 総合的な防災体制の確立

- 河川水位計、量水標、監視カメラ等の防災気象情報システムの整備や福岡県防災システムとの連携機能の構築によって、災害情報や避難情報などが円滑に提供できるよう取組を行っています。今後も、河川水位や河川監視カメラでの情報をリアルタイムで町民へ提供するため、防災気象情報システムの更新整備や災害対策本部のシステム構築などハードを含めた整備を進める必要があります。
- 災害により必要となる資機材等の整備や非常食など物資の備蓄を行っています。今後も備蓄物資のニーズや変化する課題に対応しながら、防災備蓄物資の増蓄や更新を定期的に行います。
- 災害時における支援・協力体制を整備するため、各関係機関をはじめ地元商店や大型店舗などと協定締結を進めています。大規模災害に備え、県や近隣市町等とも応援協力体制を構築するとともに、公的機関では十分に対応できない部分を補うため、民間事業者等との災害応援協定による人的協力や物資の供給確保等に取り組むことが必要です。

#### 2 地域での防災力の強化

- いつどこで起こるかかわからない災害は、行政の力だけで対応することが困難です。近年、災害が多発しており、地域での防災力を強化し、連携して災害対策を実施する必要があります。
- 各小学校区コミュニティ運営協議会と連携し地域の防災力向上に向けた地域防災会議等を開催しました。また、防災ハザードマップや防災ハンドブックを作成し、広報や職員出前講座など通じて啓発・情報提供を行いました。今後は、訓練を通じての意識向上や自主防災組織の育成に向けた取組が必要です。

#### 3 避難行動要支援者対策の充実

- 大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方について、避難行動要支援者名簿の受付を進めてきました。今後は、関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別の避難計画を作成する必要があります。また、地域と連携し、避難支援を行う方を確保するため、支援者の輪を広げる取組が必要です。

#### 4 消防団活動の充実

- 消防団員の処遇改善を行いました。消防団員の定数を下回る状態が続いています。今後とも、消防団の重要性等を町民に周知、啓発を図るとともに、消防団員確保の対策強化を行う必要があります。
- 火災だけでなく、近年の多様化する自然災害に対応するため、消防車両や消防団整備品等の計画的な更新に努めるとともに、消防団員の研修の継続が必要です。

## 取組

### 1-1 防災体制の整備

- 監視カメラ等の設置場所の見直しや機器の更新など防災気象情報システムの再整備を進めていきます。
- 地域防災計画に基づき必要な資機材や物資の整備に努めます。
- 現在締結している災害協定書の見直しや、災害時に必要となる様々な業種との締結を進めていきます。

### 2-1 地域での防災力の強化

- 小学校区コミュニティ運営協議会と連携しながら、防災会議を実施し、防災意識の向上を目指します。
- 地域における自主防災組織の育成・強化を推進します。

### 3-1 避難行動要支援者対策の充実

- 関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別避難計画を策定します。

### 4-1 消防団活動の充実

- 消防機材や活動服等の整備を行うとともに、消防団員へ研修等を実施し資質の向上を図ります。
- 地域防災を担う消防団の必要性や活動を広報や SNS を活用し、広く周知を行い団員の確保に努めます。
- 地域防災力の充実のため、機能別消防団員の導入について検討を進めます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
ハザードマップを見て避難場所までのルートを確認したことがある町民の割合	—	80.0%
防災メールまたは防災情報（SNS）の登録者数	1,500人	3,000人
自主防災組織数	10組織	25組織
消防団員数	156人	197人

## 関連する個別計画

- 宇美町地域防災計画

## 3-2 防犯・交通安全対策の推進

### 現況と課題

#### 1 防犯体制の充実

- 毎月1回、粕屋警察署少年補導員との連携により防犯パトロールを実施し、各自治会での青パトによるパトロールも実施しています。今後も引き続き自治会や校区コミュニティ、各関係機関と連携し、防犯活動の体制強化を図る必要があります。
- 地域から防犯カメラ設置の要望があがっています。自治会との連携により、必要な箇所への設置を進めていく必要があります。

#### 2 防犯意識の高揚

- 今後も引き続き、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、町民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

#### 3 消費者被害の拡大防止

- 年に数回、詐欺被害等に関する情報を「広報うみ」に掲載し注意喚起を行っています。毎月の広報誌配付にあわせ、消費生活問題について各自治体回覧を通してお知らせしています。今後も引き続き、各関係機関と連携し、消費者教育・啓発を進めていく必要があります。
- かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施しています。引き続き消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行う必要があります。

#### 4 交通安全意識の高揚

- 交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施しています。引き続き交通安全教室等を通してPRを行い交通安全意識の高揚を図る必要があります。

## 取組

### 1-1 防犯体制の充実

- 自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校 PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。
- 地域の防犯カメラ設置について現状把握を行うとともに、設置を推進します。

### 2-1 防犯意識の高揚

- 関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
- 注意喚起が必要な犯罪等が起きた場合には、HP や SNS で随時発信していきます。

### 3-1 消費者被害の拡大防止

- 詐欺被害などについて、「うみ広報」、回覧板等で引き続き周知・啓発を行います。
- かすや中南部広域消費生活センターによる消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。
- 消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めていきます。

### 4-1 交通安全、飲酒運転撲滅等の PR

- 小学校 1 年生及び 4 年生を対象とした横断歩道のわたり方や自転車の乗り方などを学ぶ交通安全教室を計画的に各小学校で実施できるよう、粕屋警察署と交通安全協会宇美支部と連携し取り組みます。
- 各地域で実施されている子ども向けや高齢者向けの交通安全教室について、交通安全協会宇美支部と連携しながら内容の拡充を図り実施します。
- 交通安全協会宇美支部や関係機関と連携し、交通安全キャンペーンを実施します。

## 指標

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
地域の防犯カメラ設置箇所数	14 箇所	40 箇所
かすや中南部広域消費生活センターの年間相談件数	200 件	200 件

## 関連する個別計画

- 宇美町交通安全計画

## 4-1 安全で快適な道路環境の整備

### 現況と課題

#### 1 広域幹線道路ネットワークの形成

- 博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジ・須恵スマートインターチェンジに近い町の特性から物流企業などの進出が進んでいますが、各インターチェンジ周辺地域の慢性的な渋滞の発生が大きな課題となっています。さらなる企業活動の活性化や物流効率化、また、大規模災害の際の迅速な支援物資等の輸送を円滑するため、広域的な幹線道路ネットワークの形成が求められています。
- 町内では、慢性的な渋滞が発生しており、町民の通勤や日常生活に支障が生じています。主要幹線道路を整備し、渋滞を緩和する必要があります。主要地方道「筑紫野古賀線」や都市計画道路「志免宇美線」等の町の骨格となる主要幹線道路の整備が1日でも早く完成するために、福岡県をはじめとした近隣自治体とのさらなる連携強化を図る必要があります。

#### 2 生活道路の利用環境の維持・向上

- 開発による宅地化などで交通量が増えるなど、住環境の変化により、生活道路に対する通学路の整備や速度抑制など地域からの要望が多く寄せられており、緊急性、公共性、費用対効果を検討しながら対応しています。
- 通学路の安全維持のため、定期的に関係機関と合同点検を実施し、「宇美町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の整備や見直しを行っています。

#### 3 安全な道路施設の維持

- 令和3年8月の大雨により発生した道路法面災害を踏まえ、町内の主要な道路法面を点検し、計画的に修繕を実施していく必要があります。
- 橋梁など既存道路施設の計画的な維持管理により、延命化を図っていく必要があります。

## 取組

### 1-1 広域幹線道路ネットワークの形成

- 町西部を南北に貫く九州自動車道への接続を容易にすることで、物流の効率化を促し、周辺地域の渋滞を緩和することができます。企業活動の活性化や町民の利便性向上を目指し、スマートインターチェンジの設置に向けた取組を進めます。
- 広域幹線道路ネットワークの構築に向け、関係機関と連携し、主要地方道や都市計画道路の未整備区間の整備を促進します。
- 建設促進期成会を通じて事業推進に必要な予算確保のため、積極的な要望活動を展開していきます。

### 2-1 生活道路の利用環境の維持・向上

- 通学路の安全性の向上については、引き続き「宇美町通学路交通安全プログラム」を実施し、改善を行うとともに、対策の効果を把握して安全性の向上につなげます。
- 様々な地域からの要望に適切に対応し、生活道路の利用環境の維持・向上に努めます。

### 3-1 安全で快適な道路環境の維持

- 町道の適切な維持管理に努め、計画的な改良や舗装などの整備を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画や個別施設計画に基づき、計画的に道路施設の点検・補修を行い、安全で快適な道路環境の維持に努めます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
都市計画道路志免宇美線の整備延長	1,125m	1,895m

## 関連する個別計画

- 宇美町都市計画マスタープラン
- 宇美町橋梁長寿命化修繕計画

## 4-2 地域公共交通の充実

### 現況と課題

#### 1 持続可能な地域交通サービスの確保

- 公共交通機関は、町民の日常生活における移動手段として、重要な役割を担っていますが、モータリゼーションの進展とコロナ禍の影響を受け、JR、西鉄バス、タクシーなどの各種交通サービスの利用者数は減少しています。また、リモートワークやリモート授業の普及により、利用者数がコロナ禍以前の水準まで回復しない恐れがあり、各種交通サービスが担うべき役割を明確にし、持続可能な地域公共交通の仕組みを構築する必要があります。

#### 2 新たな技術を活用した公共交通サービスの構築

- 福祉巡回バス「ハピネス号」は、主に高齢者の通院や買い物などの外出時に利用されていますが、便数が少ない、待ち時間が長い、目的地までの所要時間がかかりすぎるなどの利便性の低さから年々利用者が減少していました。
- 令和5年2月からAIを活用したオンデマンドバスの実証運行を開始しました。これにより従来の福祉巡回バスが抱えていた課題の解決を図るとともに、利用状況データを分析・活用し、よりよい公共交通サービスを構築する必要があります。

## 取組

### 1-1 地域公共交通計画の策定・実施

- 町内すべての交通サービスの状況を把握するとともに、各種交通サービスが担う役割を明確にし、持続可能な地域交通の仕組みづくりを実現するため、宇美町地域公共交通計画を策定します。
- 宇美町地域公共交通計画に沿った取組を実行するとともに、検証を行いながら適宜見直しを実施し、各種交通サービスの持続的な確保と利用者の利便性の維持・向上に努めます。

### 2-1 オンデマンドバス等の新技術の活用

- オンデマンドバスの導入後は、利用状況データを分析し、乗降ポイントなど運行形態の最適化を行うとともに、他の交通サービスとの連携を強化します。
- 福祉巡回バスからオンデマンドバスへの移行により、あらかじめ定められた運行ダイヤに縛られずに配車予約をすることができるようになり、福祉巡回バスを利用していなかった方にも、利便性が見込まれます。子育て世帯など世代を問わず利用されるサービスとして定着するよう周知を行い、利用者の増加を図ります。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
アプリで予約をしたオンデマンドバス利用者の割合	—	85.0%
オンデマンドバスの1日あたり利用者数	—	250人

## 関連する個別計画

- 宇美町地域公共交通計画

## 4-3 環境にやさしいまちの実現

### 現況と課題

#### 1 循環型社会の推進

- 地球温暖化による気候変動、資源・エネルギーの枯渇、プラスチックごみの生態系への影響など地球規模の環境問題について、国際的に取組を行うことが求められています。
- 町民の協力により 11 品目の分別搬出を実施しており、町民意識調査の結果（令和 3 年）では、約 8 割がごみを減らす 4R 運動を行っているなど、町民の意識は高く、的確な分別収集が行えています。
- ごみの排出量については若干の減少傾向ですが、さらなる循環型社会の構築に向けて、環境教育、4R 運動、食品ロスの削減などを促進し、環境にやさしい、無駄のない循環型社会の形成を進めます。

#### 2 脱炭素社会の推進

- 地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いており、2015 年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後、2018 年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では「気温上昇幅を 2 度より低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されました。この実現に向けて世界が取組を進めており、2020 年 10 月、日本政府も 2050 年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。当町としてもこれに向けて、森林面積が町全体の面積の 6 割を占める特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な整備・保全に取り組むことにより、自然エネルギーを最大限に活用しながら、創エネ・畜エネ・省エネの取組を推進し、持続可能な脱炭素社会の仕組みの構築を進めます。
- 2022 年 6 月に「ゼロカーボンシティうみ」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。今後は、町民・事業所と連携した二酸化炭素の排出抑制につながる取組が必要です。

## 取組

### 1-1 ごみ処理体制の確保

- 安定的なごみ処理体制を確保するため、広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、効率的なごみ収集を行います。

### 1-2 ごみ減量化・4R運動の促進

- ごみの排出・処理量を削減するため、町民や事業者に4R運動・食品ロスをはじめごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組の啓発活動を行います。

### 1-3 環境教育の推進

- 環境に配慮した活動を持続させるため、町のイベントでの環境啓発や出前講座等の場を通して環境学習・環境教育を進めます。

### 2-1 脱炭素社会実現に向けた取組

- 脱炭素社会の実現を目指し、町全域における温室効果ガス排出量などの実態を調査し、行政、町民、事業者が同じ方向性を持って、取り組む計画を策定します。
- 町民、事業所へゼロカーボンアクション30に基づいた啓発を進めるとともに、町が率先して環境に配慮した行動を行います。
- 町の豊かな森林資源を活かすため、森林を健全化し、森林によるCO<sup>2</sup>の吸収量を確保します。

### 2-2 再生可能エネルギーの利用推進

- 温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを町が率先して導入し、町民、事業者への導入を促進します。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
もえるごみの総排出量	7,784 t	7,628 t
資源ごみの総排出量	1,887 t	1,925 t
4R運動をしている町民の割合	79.1%	85.0%

## 関連する個別計画

- 宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編、区域施策編）
- 宇美町一般廃棄物処理基本計画

## 4-4 自然環境の保全と生活環境の向上

### 現況と課題

#### 1 森林の荒廃防止と環境整備

- 森林の持つ防災・環境保全機能を維持・向上させるため、町内の森林について計画的に整備する必要があります。
- 個人所有の山林の荒廃については、平成 20 年度から継続的に福岡県の補助を活用し森林整備を行っています。今後は、防災上整備が必要な個人所有の山林について整備を進めていく必要があります。

#### 2 生活環境の向上と環境美化の推進

- 町内一斉清掃では、身近な道路や公園など、町民や事業所、児童生徒などの参加により環境美化に取り組んでいます。環境意識の向上にもつながるため、継続した取組が必要です。
- 地域や各種団体による除草や清掃ボランティア活動が行われており、ボランティア袋の無償配布や巡回回収などの支援を行っています。
- 不法投棄ごみについては、地域や警察との連携及び町内パトロールを行って早期発見に努め、対応を行っています。未然に防ぐための啓発が課題です。
- 飼い主がいない猫に起因する生活環境被害が生じており、その軽減を図るため、飼い主のいない猫の適正な管理が必要です。

#### 3 空き家対策の推進

- 町内に空き家が約 180 軒程度あり、老朽化した空き家への対応が課題となっています。老朽化が進んだ空き家には倒壊等の可能性があり、近隣住民の安全を確保する必要があります。
- 「空き家バンク」への登録を案内していますが、管理不全の空き家では、活用の見込みが立たないことがあります。

## 取組

### 1-1 森林の荒廃防止と環境整備

- 整備が必要な対象森林所有者への意向調査を行い、県の補助を活用した整備を進めます。
- 人命財産への影響が高く緊急性がある私有林については、危険木の伐採を進めます。
- 町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めるとともに、木製品の利用促進に努めます。

### 2-1 生活環境の向上と環境美化の推進

- 美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業や清掃ボランティア活動を支援します。
- 地域や警察との連携及び町内パトロールを行い不法投棄の早期発見、適切な処理の啓発活動を継続して行います。
- 地域猫活動について町民への理解や協力が得られるよう HP 等で啓発を行うとともに、県の制度を活用して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を補助します。

### 3-1 空き家対策の推進

- 空き家の実態を的確に把握し、法令に基づいた助言指導を行います。また、空家等対策協議会の意見を取り入れ、空家件数減少に向け取り組んでいきます。

### 3-2 空き家の発生防止

- 管理不全の空き家を増やさないよう町 HP や広報での啓発をはじめ、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封などを継続していきます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
不法投棄ごみの年間回収量	3.98 t	3.00 t
管理不全空き家の戸数	183 戸	100 戸

## 関連する個別計画

- 宇美町空家等対策計画

## 4-5 土地利用と公園の整備

### 現況と課題

#### 1 地域の特性に応じた調和のとれた土地利用の推進

- 自然と調和した魅力あるまちづくりのため、人口が減少し、少子高齢化が進む中でも、住みよい環境を守り、活力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性の向上に取り組む必要があります。
- 用途地域の指定のない区域において、周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある建物の立地が懸念されているため、都市計画マスタープランに基づく都市計画区域内の土地利用（用途地域）の見直しが必要です。

#### 2 憩いの場としての公園の維持管理

- 老朽化が進んでいる公園施設について利用状況の確認を行いながら更新や撤去などの対策を行い、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用する憩いの場としての公園を維持することが必要です。

#### 3 一本松公園の維持管理

- 一本松公園は、キャンプ、川遊び、三郡山系への登山などの利用で町外からの利用者も多く集まります。一部の利用者がごみや炭の放置、指定箇所以外での駐車があり、他の利用者に支障をきたしている現状が見られます。

#### 4 わかりやすい住居表示の整備

- 住居表示が未実施である地区について、令和元年度から整備事業に着手していますが、コロナ禍の影響により、住居表示実施に必要な地域代表者との協議会及び住民説明会の開催ができず、事業が遅れている状況です。

## 取組

### 1-1 適正な土地利用の推進

- 宇美町全体が快適で住みよいまちとなるように、関係者の意見を集約・反映し、あわせて都市計画に係る法定手続きを進め、都市計画区域内の用途地域の見直しを進めます。

### 2-1 定期的な公園施設の点検及び更新

- 地域の交流・憩いの場を確保するため、年1回の遊具の法定点検及び日常の巡回や地域の協力に基づき、公園にある遊具等の維持管理・更新に努めます。

### 3-1 一本松公園の整備

- キャンプやバーベキューエリアの設定や駐車区画の整理を行います。
- 様々な財源の活用を検討し、公園施設の再配置、防犯カメラや看板などを設置することにより快適な利用ができるように努めます。

### 4-1 わかりやすい住居表示の整備

- 地域代表者との協議会や住民説明会を開催し、町民の意見を集約・反映して住居表示事業を進めます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
公園施設・遊具に起因する事故の件数	0件	0件

## 関連する個別計画

- 宇美町都市計画マスタープラン

## 4-6 上・下水道の整備

### 現況と課題

#### 1 災害に強い水道施設づくり

- 安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行っています。公共下水道整備とともに管路更新を行い、令和3年度末の更新率は78.5%となっています。
- 現在の下水道の基幹管路の耐震化率は14.5%です。引き続き耐震化への管路更新が必要です。

#### 2 水質の保全と公衆衛生の向上

- 衛生的な生活環境を維持するためには、家庭や工場からの排水が河川や地下水に流入しないようにすることがとても大切です。下水道整備を推進し、河川や地下水の水質保全を図ることが必要です。
- 下水道整備がなされていない区域においては、生活環境の保全、公衆衛生の向上のため、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

#### 3 下水道整備の推進

- 下水道事業計画に基づき下水道整備工事を実施しています。令和3年度末の整備状況は、供用開始面積696.1ha、普及率91.5%、水洗化率95.1%となっています。

#### 4 上下水道事業の健全運営

- 今後、使用水量や利用者の減少などにより、収益の減少が見込まれます。事業継続のためには、収益改善が必要です。
- これまでの下水道整備事業に係る公債費負担が大きく、厳しい財政状況にあります。

#### 5 上下水道に対する意識の高揚

- 福岡都市圏の市町村と連携した水キャンペーンや流域下水道事業の関連町との共同で実施する下水道展により上下水道に対する啓発を実施しています。
- 一本松公園内に岩盤地下水の供給施設を設置し、その愛称を公募で決定し「河原のしずく」として販売しています。町内の事業者の和菓子製造にも使用されており、おいしい水としてPRを行っています。
- 町制施行100周年記念事業のマンホールカードを作成し配布を行っています。
- 町制施行100周年記念事業として下水道普及啓発ポスターコンクールを実施し、優秀作品の図柄をマンホールのデザイン蓋として町内5箇所に設置しました。

## 取組

### 1-1 災害に強い水道施設づくり

- 浄水場や管路以外の施設についても老朽化対策と耐震化を図り、水の安定供給を継続します。

### 2-1 水質の保全と公衆衛生の向上

- 供用開始区域になっている地域について、早期に公共下水道へ接続していただくよう勧奨等を行います。
- 国及び県の制度を活用し、合併処理浄化槽の設置についての補助を行います。

### 3-1 下水道整備の推進

- 人家の多い集落や下水道整備の要望がある地区を考慮して、効率的に整備を進めます。

### 4-1 上下水道事業の健全運営

- 各種申請の電子化を検討し事務の効率化につなげます。
- これからの料金収入の伸び悩みや維持管理費の増加を考慮し、効率的な施設整備とストックマネジメントの実践による経費削減に努めます。

### 5-1 上下水道に対する意識の高揚

- 水キャンペーンや下水道展をはじめ、出前講座の実施などにより啓発活動に努めます。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
上水道施設の耐震化率	18.0%	21.6%
下水道人口普及率	91.5%	92.0%

## 関連する個別計画

- 宇美町上水道事業経営戦略
- 宇美町水道ビジョン
- 宇美町多々良川流域関連公共下水道事業計画
- 社会資本総合整備計画
- 宇美町下水道事業経営戦略

## 5-1 地域経済の活性化

### 現況と課題

#### 1 地域経済の活性化

- 町内の事業所は、サービス業が最も多く、次いで卸売・小売業、建設業、製造業が多くなっています。
- 町内には、「早見工業団地」、「若草工業団地」、「ゆりが丘工業団地」などの工業団地があり、博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジ・須恵スマートインターチェンジに近い町の特性から工業団地内には、製造業、物流企業などの進出が進んでいますが、周辺道路の慢性的な渋滞の発生が大きな課題となっています。地域経済の活性化のためには、町内をはじめとした周辺地域の広域的な幹線道路ネットワークの形成が必要です。
- 生産年齢人口の減少や高齢化により、若年層の労働者の確保が難しくなることが予想されます。

#### 2 商工業の振興・活性化

- 少子高齢化により、商工業の後継者の確保が難しくなることが予想されます。
- 経営の近代化や後継者の育成のため、事業者に対する指導・支援体制の充実を図る必要があります。
- ウィズコロナ/アフターコロナを見据え、新しい技術を活用した事業継続支援等に取り組む必要があります。

#### 3 創業者支援

- 創業支援事業「起業塾」を須恵町・志免町とともに商工会や金融機関と連携して開催していますが、創業にたどり着く件数は少数にとどまっています。創業につながる資金面の支援をはじめ、環境整備や制度設計を進める必要があります。

#### 4 町内産品の開発・魅力発信

- 町内事業者との連携を強化し、地域の特性を活かした町内産品の開発や魅力発信を行う必要があります。また、ふるさと納税制度等を活用しながら販路の拡大に努め、宇美町の知名度アップ、地域経済の活性化を図る必要があります。

#### 5 関係人口・交流人口の創出

- コロナ禍により、観光入込客数は減少しています。アフターコロナを見据え、観光施設と飲食店や商業施設との周遊性を高めるための仕組みづくりが必要です。日本遺産「古代日本の『西の都』」の構成文化財である「大野城跡」の環境整備を進め、日本遺産構成市町との周遊性を高めることで、関係人口・交流人口の創出が期待できます。

## 取組

### 1-1 地域経済の活性化

- 九州自動車道に接続するスマートインターチェンジの設置に向けた取組と並行して、町内をはじめとする周辺地域の経済活性化や企業・施設の誘致に必要な環境整備について研究を進め、将来的な就労人口の増加や企業活動の活性化につなげます。

### 2-1 既存企業の経営基盤強化の促進

- 各種研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成を促進します。
- 各種融資制度や補助金制度を活用するとともに、キャッシュレス決済等の新しい生活様式に対応した事業・サービスの導入を促進し、事業者の生産性向上、業務効率化等に関する支援を実施します。

### 3-1 創業支援事業の充実

- 創業支援事業「起業塾」の受講修了者を対象として、店舗経営を経験できる場をつくり、独立・開業に向けた支援・育成を行います。

### 4-1 ふるさと納税制度を活用した町内製品の開発・魅力発信

- 町内の事業者と事業者を繋ぐことで、地域の特性を活かした新たな町内製品の開発を進め、ふるさと納税制度を活用した町内製品の販路拡大と魅力発信に取り組みます。また、事業者とともに町外のイベント等に積極的に参加することで、宇美町の知名度アップにつなげます。

### 5-1 まちの魅力づくりと関係人口・交流人口の創出

- 歴史・文化・観光施設、飲食店等の周遊性を高め、町内経済の活性化を図ります。また、日本遺産「古代日本の『西の都』」構成市町においても周遊性を高めることで、関係人口・交流人口の創出を図ります。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
観光入込客数	98.3万人	122.5万人
町内事業者のふるさと納税返礼品目数	132品目	200品目

## 関連する個別計画

- 宇美町都市計画マスタープラン

## 5-2 農業の振興

### 現況と課題

#### 1 担い手の育成・農地の保全

- 町内の農業を維持していくために、農業生産基盤の整備とともに、農地の利用集積などにより農地の保全を進め、認定農業者制度の拡大、農業用機械の共同購入を推進するなど担い手の育成に努める必要があります。

#### 2 農業生産基盤の整備

- 平成30年7月の豪雨災害で、ため池の決壊等による甚大な被害が発生したことから「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、防災上重要な農業用ため池の点検・整備が急務となっています。防災対策を含めた農業生産基盤の整備を年次計画に基づき進めています。  
また、将来的に利用されないため池については維持管理の軽減や決壊時のリスク軽減を考慮し関係者と協議しながら廃止することも検討していく必要があります。

#### 3 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 中山間地域の農地の荒廃化、高齢化、担い手不足などの課題が深刻となっています。そのため、付加価値の高い「薬用作物」を栽培し、町の特産品として活用、商品化を広めることで、農業所得の向上や中山間地域の農業活性化を図る必要があります。

#### 4 農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農作物の栽培・収穫を通じて農業に対する理解を深めるとともに、地産地消を推進するため、家庭・学校・保育所における取組の推進が必要です。

## 取組

### 1-1 担い手の育成・農地の保全

- 認定農業者制度、農業用機械等の購入補助などの農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を促進し、効率的な農業経営、担い手の育成、農地の保全を推進します。

### 2-1 農業生産基盤の整備

- 町内にある 21 箇所のため池について点検・診断を行い、機能低下がみられるため池については、国、県と協議しながら計画的に改修します。
- 将来的に利用されないため池については、関係者と協議を行い廃止に向けた取組を行います。

### 3-1 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 「薬用作物」を町の特産品として栽培し、栽培面積を増やし農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、町内外の企業と連携し特産品を活用した商品化を広めることで地域の活性化を促進します。

### 4-1 農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農作物の栽培・収穫体験等を通じて、農業に対する理解を深めるとともに、JA や小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育所における食育の取組と連携した地産地消を推進します。

## 指標

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
薬用作物の栽培面積	12,250 m <sup>2</sup>	17,000 m <sup>2</sup>
耐震調査が完了した農業施設の割合	38.0%	100.0%

## 関連する個別計画

—

## 6-1 まちの魅力向上

### 現況と課題

#### 1 人口減少

- 本町の人口は、平成17年をピークに減少したため、人口減少に歯止めをかけるために、宇美町総合戦略に基づいた取組を推進してきました。近年の人口の増減はほぼ横ばいとなっていますが、急速な高齢化と生産年齢人口の減少が続いており、若年層の定住及び移住の促進が必要となっています。
- 0～4歳及び20歳代及び30歳代において、転入者・転出者がともに多くなっています。子育て世代の転出を抑制し、定住を促進する取組の推進が必要です。

#### 2 まちへの愛着を深める

- 宇美町を「自分のまち」としての愛着を感じている町民の割合と宇美町にこれからも住みたいと思っている町民の割合は、どちらも約6割でした。町民が、宇美町に住んでいることに誇りを持ち、「宇美町が好き、住み続けたい」という思いを育て、まちの活性化につなげる必要があります。

#### 3 文化財の活用と適切な保存

- 町の文化財は、先人たちが守り伝え続けてきた貴重な財産です。これらの文化財を、まちづくり・地域づくり・ひとづくりに活かせる資産となるように創意工夫し、町民に伝えていく必要があります。
- 文化財の適切な保存と活用の基礎には、専門的な調査研究が必要不可欠です。このためには、宇美町文化財専門委員会をはじめ、調査研究のための専門知識を有する体制づくりが必要です。
- 文化財を適切に保存し、開発等による滅失を防ぐには、開発事業者への文化財に関する情報周知や、庁舎内における情報共有が重要です。開発担当部局と適宜協議を進め、適切に文化財を保存していくことが必要です。

#### 4 歴史民俗資料館の運営

- 歴史民俗資料館は、町の歴史を知る上では、重要な拠点施設であるといえます。しかしながら、学芸員が常駐していないことや施設の老朽化、資料の増加による展示室及び収蔵スペース不足などが課題として挙げられます。

## 取組

### 1-1 移住・定住の促進と効果的な情報発信

- 子育て世代の転入、転出の原因を調査・分析し、定住につなげる施策を推進します。
- 母子保健、子育て支援、保育、教育などの子育て施策について、わかりやすく町内外に効果的に情報発信し、子育て世代の定住と転入を促進します。

### 2-1 「うみプライド」を育む

- まちの豊かな自然と歴史・文化を大切にし、町民一人ひとりがこれからも宇美町で心豊かに暮らし続けるために、「うみプライド」(まちを誇りに思い、自分自身が関わってよくしていこうという気持ち)を育み、ともにまちの発展に取り組む機運を醸成します。
- まちへ愛着をもち、住み続けたいという町民を増やすため、町内外への町の魅力の情報発信等シティプロモーション推進体制をつくります。
- 町民の交流、伝統の継承を大切にする地域の活動や若年層の地域貢献活動を支援します。
- 町外に住む宇美町出身者への情報発信を行い、つながりを維持します。

### 3-1 文化財の適切な保存と活用

- 地域文化の理解や郷土愛を育むため、学校や地域に対し、文化財を未来に継承するための文化財保護啓発活動を継続します。さらに、指定文化財の広域的な活用を図り、地域活性化、観光振興の推進に役立てます。また、デジタルアーカイブによる文化財活用についても引き続き推進します。
- 町内の有形文化財・無形文化財・埋蔵文化財などの専門的調査・研究を行い、特に重要な文化財については、町指定に向けて取り組みます。
- 開発等による文化財の滅失等を未然に防止するため、文化財の適切な保存と環境整備に努めます。また、伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、その保存と伝承に努めます。

### 4-1 歴史民俗資料館の運営

- 町の歴史文化の拠点施設である歴史民俗資料館の在り方について、検討を深めます。

## 指標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
自分のまちとしての愛着を感じる町民の割合	61.7%	70.0%
指定文化財と登録文化財の件数	16件	19件

## 関連する個別計画

- 宇美町総合戦略

## 6-2 共働のまちづくりの推進

### 現況と課題

#### 1 まちづくりへの町民参画の推進

- 価値観やライフスタイルの多様化に伴い、町民のニーズが多様化しています。多様化・複雑化した地域課題解決のためには、町民・地域などとともにまちづくりを進めることが不可欠です。このため、町民が行政に意見を伝えたり、積極的にまちづくりに参画したりすることのできる体制づくりの推進が必要です。

#### 2 地域コミュニティの活性化

- 少子高齢化、ライフスタイルの多様化、コロナ禍による生活形態の変化により、地域における共働意識や連帯感が希薄になっています。また、若い世代の地域活動への関心の低下により、地域活動の担い手の高齢化や人材不足が課題となっています。
- 地域課題の解決のためには、地域コミュニティの活性化が必要不可欠であり、地域コミュニティの中核である小学校区コミュニティ、自治会への支援が必要です。

#### 3 町民活動団体、ボランティア、NPOなどの活動支援

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町民活動やボランティア団体の活動が停滞しており、今後の活動への影響が懸念されています。  
町民活動団体やボランティア団体等活動の自主的・自発的な活動促進のため、各団体の活動へのサポート体制の充実が必要です。

## 取組

### 1-1 まちづくりへの町民参画の推進

- 重要な計画の策定において、アンケート調査、ワークショップの実施、審議会委員等の一般公募などを行い町民の参画を推進します。
- 町民活動団体と共働して、地域課題の解決を図るため、共働事業の実施など、町民活動団体への支援を行います。

### 2-1 地域コミュニティ活動の支援

- 各小学校区コミュニティ運営協議会の課題や実情に応じ、地域活性化の取組を支援します。
- 幅広い世代への地域コミュニティ活動への参加を促すために、デジタル技術を活用した活動ができるよう地域のデジタル化を支援します。

### 3-1 町民団体、ボランティア、NPOなどの活動の支援

- ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」を拠点として、ボランティアに活動に関する情報発信や、ボランティアを始めたい方への相談受けつけ、各団体の活動等へのアドバイスなど、町民活動団体への活動支援を行います。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
Wi-Fiを設置している自治会公民館等の数	0 施設	30 施設
地域コミュニティ活動やボランティア活動に参加したことがある、または参加したい町民の割合	38.9%	50.0%

## 関連する個別計画

- 宇美町地域コミュニティ推進計画

## 6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進

### 現況と課題

#### 1 人権政策の総合的推進

- 人権政策については、「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のないまちづくりに取り組んでいます。令和3年度には「STOP！コロナ差別 宇美町宣言」を行い、新たな人権問題にも取り組んできました。しかし、差別・偏見は様々な形で残存しており、インターネット上の人権侵害などへの対応も急務となっています。多様化・複雑化している様々な人権課題の解決に向けて、引き続き人権政策を進める必要があります。
- 人権教育の推進を図るために、宇美町人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会の開催や街頭啓発等の啓発活動などを行っています。また、小・中学校の児童生徒に対しては、人権擁護委員と連携して人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室を行っています。町民一人ひとりの人権意識を高めるためには、学校や地域を含め充実した人権教育・啓発を継続して取り組むことが重要です。

#### 2 男女共同参画社会の環境づくり

- 少子高齢化やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化している中、町民一人ひとりが固定的性別役割意識にとらわれず、個性や能力を十分に発揮し、家庭や地域社会などにおいて活躍できるよう男女共同参画社会を実現していく必要があります。男女共同参画についての啓発・教育を実施し、その意識を育むとともに、男女それぞれの多様な意見が反映できる環境づくりが必要です。

## 取組

### 1-1 人権政策の総合的推進

- 人権問題解決に向け、取り組むべき基本的方向性を定めるために、「宇美町人権教育・啓発基本指針」を現状に即した見直しを行い、指針に基づいた取組を強化します。
- 誰もが自分らしく心豊かに過ごせるまちづくりを推進するためにパートナーシップ宣誓制度の導入を検討します。

### 1-2 人権教育・啓発推進体制の充実

- 人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会など、人権が尊重される教育と周知啓発に取り組めます。

### 1-3 人権擁護委員との連携強化

- 充実した相談体制を継続できるよう、人権擁護委員との連携強化に努めます。また、児童生徒への人権教育の充実を図るため、人権擁護委員による人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室の開催等の支援を行います。

### 2-1 男女共同参画に向けての意識づくり

- 男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

### 3-2 男女がお互いを認めあい、活躍できる環境づくり

- 町の施策に多様な意見を反映させことができるよう政策決定の場である審議会等への女性の登用率の向上を図ります。また、地域活動の分野でも女性リーダーの育成ができるよう地域コミュニティにおける男女共同参画を推進します。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
人権問題に対して関心がある町民の割合	—	60.0%
審議会等の委員における女性登用率	28.1%	40.0%

## 関連する個別計画

- 宇美町教育大綱
- 宇美町教育振興計画
- 宇美町人権教育・啓発基本指針
- 男女共同参画うみプラン

## 6-4 持続可能な行財政運営①

### 現況と課題

#### 1 安定的な行政サービスの継続

- 宇美町は少子高齢化が進んでおり、年々医療費などの社会保障費が増加しています。また、人口減少も課題となっており、安定的に行政サービスを継続していくための財源確保が課題です。
- 町税等の滞納繰越残高は、令和3年度末時点で5.1億円を超える水準にあり、自主財源を最大限確保する方策を立てることが課題です。
- 平成23年度に97%台だった現年収納率が、平成24年度以降に98%台になり、令和3年度には、過去最高の98.98%まで向上しました。しかし、糟屋地区内の他市町と比較すると決して高い数値とはいえ、令和3年度決算では最も高い町と0.79ポイント差があり、収納体制の強化が必要です。

#### 2 公共施設の再編と計画的な改修の実施

- 95の公共施設について、予防保全を図り維持管理の効率化に取り組む必要があります。
- 建築後30年以上経過した公共施設等が多く、それらの改修を行うにあたり、複数の施設等の改修を一度に短期的に行うと、財源不足や町の借金の増大により財政運営の圧迫が懸念されます。人口動向やニーズの多様化などを踏まえ、公共施設の統合・廃止・複合化の方向性を定め、財政負担の軽減を図る必要があります。
- 平成30年度に策定した宇美町公共施設再配置計画は、施設に関する法律の改正や社会情勢の変化等により一旦立ち止まっていますが、将来的なニーズを的確に捉えつつ、計画を見直す必要があります。

## 取組

### 1-1 自主財源の確保

- 企業誘致、起業支援、徴収強化などにより税収を確保します。
- 町民負担の公平性の維持、自主財源の確保、滞納繰越額の圧縮と収納率の向上を図るため、町が保有する債権を一元的に管理するための環境や組織体制を整備し、適正な債権管理に取り組みます。
- ファイナンシャルプランナーによる納付相談や、福岡県及び粕屋中南部6町との連携協定の活用、納付の利便性向上など、納税に対する啓発活動や早期納付対策を強化し、自主財源の安定的な確保に努めます。

### 2-1 公共施設の再編と計画的な改修の実施

- 施設改修の計画、借金（地方債）の借入れ計画、返済（償還）計画を策定し、中長期的な財政見通しによる計画的な財政運営に取り組みます。
- 宇美町公共施設再配置計画の見直しを行い、計画方針に沿って事業を進めていきます。

## 指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
庁舎建設等基金の積立残高	9億円	12億円
町税現年度分収納率	98.98%	99.20%

## 関連する個別計画

- 大型事業年度別実施計画
- 宇美町公共施設等総合管理計画
- 宇美町公共施設再配置計画

## 6-4 持続可能な行財政運営②

### 現況と課題

#### 3 効率的・弾力的な行政運営

- 最少の経費で最大の町民福祉を実現するため、平成 29 年 3 月から令和 2 年度を計画期間として、「宇美町財政改革推進プラン」を策定し、行財政改革に取り組み、財政調整基金の取り崩しに依存しない財政運営を実現し、災害などの緊急の財政出動に備える基金残高を確保することができていますが、依然、経常収支比率は高く、政策に自由に使える財源は少ない状況です。
- 将来的な人口減少、少子高齢化の加速が見込まれることから、町税等の減収など財政状況は厳しい状況が続くことが予想されることに加え、行政ニーズの多様化、複雑化が進んでおり、最少の経費で最大の効果を上げるためには、効率的・弾力的な行財政運営を行う必要があります。

#### 4 スマート自治体の推進

- 近年、新型コロナウイルスの出現による非接触・非対面の社会が求められる中、デジタル庁による強力なデジタル社会が推進されています。デジタル社会によって、今までとは大きく異なる効率化や利便性の向上が期待されるとともに、あらゆる分野における担い手不足の解消につながる可能性があります。
- 役場のデジタル化を推進し、町民の利便性向上につながる行政サービスの改革・改善を図りながら、少ない職員数で効率的・持続的な行政運営を推進する必要があります。

#### 5 人材の育成

- 新たな社会問題への対応など行政需要が増大する中、限られた人数で、より質の高いサービスを提供するために、職員の人材育成が最大の課題となっています。  
地域課題の解決のため、職員には、自ら課題を発見し、考え、実践する能力が求められており、人材育成や組織の活性化を目的とした人事評価制度を導入しました。制度の適切な運用を行うためには、職員への研修を継続する必要があります。  
職員一人ひとりが、力を最大限に発揮できるよう、業務改善や職員のワークライフバランスの実現を促進する必要があります。

## 取組

### 3-1 行財政改革のさらなる推進

- 計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）サイクルによるマネジメントを推進し、費用対効果や優先度の評価を行い、事業の廃止や再構築、新規事業の選定など、事業の集中と選択を行います。

### 4-1 スマート自治体の推進

- 新たな行政課題への対応や業務の効率化のため、デジタル技術などを活用して、全庁的な業務の改革に取り組み、地域課題の解決につなげます。
- 「いつでも、どこでも、早く、簡単に」行政サービスを利用できるように手続きのオンライン化を図り、住民サービスの向上につなげます。
- AI（人工知能）やRPA（ソフトウェアロボットによる作業の自動化）の活用により、行政事務の効率化を図ります。

### 5-1 人材育成の推進について

- 行政課題の複雑化・多様化に対応でき、誇りを持って職務を遂行する職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員の能力のより一層の向上を図ります。
- 人事評価制度を職員自らの業務や能力開発に活かせるよう、職員研修を有効に活用しながら、制度の醸成に努めます。
- 職員が生き生きと働くことで力を最大限に発揮できるよう、働き方・休み方等を研究・検討します。

## 指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
財政調整基金の積立残高	18億円	18億円
経常収支比率	89.3% 95.7%（令和2年度参考値）	92.0%
業務遂行能力を高めるため専門研修に参加した職員の割合	—	50%

## 関連する個別計画

- 宇美町人材育成基本方針